

母体保護 No.20

Maternal Protection Act

令和7年8月19日発行

あいさつ

平素は本会事業に格別のご高配を賜り、また、日頃より、母体保護法の適正な運用にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

母体保護法は、「指定」という行政行為が、民間団体たる都道府県医師会に委譲された唯一の法律であります。

医師会が負う責任は重く、指定医師の指定、指定の更新、指定医師の研修や啓発、経口中絶薬の適正運用等の事業を精力的に実施しております。業務遂行に際しましては、大阪産婦人科医会様ならびに本会母体保護法指定医審査委員会の先生方に多大なるご協力をいただいております。この場をお借りして、深謝申し上げます。



大阪府医師会
会長 加納 康至

産婦人科医療ならびに母体保護法に関する近年の重要な動向として、2023年の経口中絶薬（販売名：メフィーゴパック）の承認がございます。本剤は、有床の医療機関において母体保護法指定医師のみが使用可能であり、妊娠週数9週0日以下の方に使用されます。本会は、製薬会社ご協力のもと、その在庫管理業務を担っており、本剤の適正運用に努めております。

他方、本法においては、人工妊娠中絶における配偶者の同意や、胎児条項の問題など、社会構造の変化に応じた検討課題が顕在化しております。

指定医師の先生方をはじめ、会員各位におかれましては、こうした事態をご理解いただき、引き続き、指定医師としての義務の順守、研修会への積極的参加など母体保護法の適正な運用にご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和6年度「家族計画・母体保護法指導者講習会」伝達講習会を開催

令和7年2月6日、本会会館及びWEB方式（Zoomウェビナー）において、標記伝達講習会をハイブリッド開催いたしました。これは、日本医師会で開催された「家族計画・母体保護法指導者講習会」の内容を伝達すると共に、トピックテーマに関して、本会が講師を招へいし、研修していただくものです。講演内容は次の通りです。

テーマ：「新たな局面を迎えて母体保護法指定医師として考えること」

■講師：巽啓司、辻江智子（母体保護法指定医審査委員会委員）

- ①「日医指定基準モデル改定と今後の方向性」
- ②「緊急避妊薬について」③「経口人工妊娠中絶薬について」
- ④「指定発言—行政の立場から（最近の母子保健行政の動き）」

演題：「医療チームの安全を支えるノンテクニカルスキルと心理的安全性」

■講師：中島和江（大阪大学医学部附属病院 中央クオリティマネジメント部 教授・部長）

演題：「母体保護法について」

■講師：笠原幹司（大阪府医師会理事）

（敬称略）

◆ご意見、ご感想

このニュースレターに対するご意見、ご感想をお寄せください。今後の編集の参考とさせていただきます。大阪府医師会企画課母体保護法係までご連絡ください。

◆購読について

本ニュースレターを無料でメール配信いたします。ご希望の方は、下記までご連絡ください。

宛先：botai@po.osaka.med.or.jp

タイトル：ニュースレター「母体保護」購読希望

本文：①氏名

②所属医療機関名

③大阪府医師会会員・非会員の別

④メールアドレス

一般社団法人大阪府医師会
総務課企画室（母体保護法係）

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

電話：06（6763）7021

FAX：06（6764）0267

E-mail：botai@po.osaka.med.or.jp

大阪府医師会（母体保護関連）ホームページ

（下記URLもしくは右記二次元コードよりアクセスください。）

<http://www.osaka.med.or.jp/doctor/maternal.html>

（母体保護法に関する各種申請用紙のダウンロードもこちらから。）

